地基沖第　1114　号
令和８年11月11日

沖 縄 県 知 事
各　市　町　村　長　　殿
各一部事務組合等の長

地方公務員災害補償基金
沖縄県支部長　古謝　玄太
（公 印 省 略）

令和９年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款
第１７条の３第１項に規定する理事長が定める率について（通知）

平素から当基金の運営に当たり格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和８年11月10日付け地基経第52号で地方公務員災害補償基金理事長より通知があり、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、ご留意くださるようお願いします。

記

１．令和８年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、職員の区分ごとに次のとおりとする。

義務教育学校職員	１．０３８
義務教育学校職員以外の教育職員	１．０２９
警察職員	１．０３１
消防職員	１．０３９
電気・ガス・水道事業職員	１．０２９
運輸事業職員	１．０３９
清掃事業職員	１．０１２
船員	１．０４７
その他の職員	１．０３８

２．組織改編による人員増減等により、令和９年度の給与の総額が、前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じて得た額に比べて大幅な増減が見込まれ、概算負担金の額が実態と著しく乖離してしまうおそれのある地方公共団体及び地方独立行政法人については、この率を用いず、当該地方公共団体等について理事長が別に定める率を用いることができます。

協議を希望する団体等は、令和９年２月２７日（金）までに当支部へ協議してください。

［ 参 考 ］

令和９年度概算負担金の算定　　※

負担金＝前々年度の決算の給与の総額　×　負担金率　×　理事長が定める率

（令和７年度確定負担金の給与の総額）　（定款別表第二）　（今回の通知による率）

※メリット制適用団体には11月下旬ごろ別途通知いたします。

地方公務員災害補償基金沖縄県支部
担当：平良
TEL　：098-866-2127
E-mail:a.taira01@chikousai.jp